

2019 年度 福祉心理士 資格申請の手引き

福祉心理士の認定について

社会には様々な職業領域があり、そこに心理学の知見と技術が求められる領域がある。産業・労働、学校・教育、矯正教育、医療の領域、そして福祉の領域である。いずれの領域もそれぞれの領域に固有の問題が存在し、専門の人材が求められてきた。

すでに、いくつかの分野では専門の人材が心理士の資格のもとに活躍している。福祉の領域でも当然のこととして、その領域に関する心理的な問題を担当する人材の必要性が叫ばれていた。本学会も学会発足の時点から福祉心理士の認定問題が取りあげられ、かなりの時間をかけて検討が行われてきた。その結果、2008年に福祉心理士資格認定制度が創設され、以後徐々に福祉心理士が輩出されてきている。

今後、福祉心理士資格所有者の増加と拡充によって、わが国の福祉が更なる発展を遂げることを期待するものである。

日本福祉心理学会理事長 網野武博

目 次

I 福祉心理士(准福祉心理士)の資格認定申請の条件と類型	2
1. 資格認定	2
2. 類型と申請の条件	2
II 資格認定のための審査方法と手続き	3
1. 書類審査	4
2. 申請手続き	5
3. 認定審査料	5
4. 提出書類の作成および記入上の注意	5
5. 登録と公表	5
6. 資格の有効期間と資格の更新	5
7. お問い合わせ先	
8. 資格認定のプロセス	
資料	
1) 「福祉心理士」資格認定制度規則	
2) 「福祉心理士」資格認定細則	
3) 「福祉心理士」資格申請手続き細則	
4) 「准福祉心理士」資格認定細則	
5) 「准福祉心理士」資格申請手続き細則	

<提出書類> ※類型により必要な提出書類は異なります	
W-1	: 福祉心理士(准福祉心理士)資格認定申請書
W-2	: 履歴書
A E F - 1	: 福祉心理学関係単位修得申告書(指定科目)
B - 1	: 福祉心理学関係単位修得申告書
B C - 1	: 福祉心理学に関する専門的実務経験の実績証明書
D - 1	: 在職・授業担当証明書
D - 2	: 福祉心理学に関する主要研究業績
その他	①申請書類送付用封筒 ②提出書類確認表の印刷された提出書類封入用封筒 ③申請書受領葉書 ④郵便振り込み払込書 ⑤ID カード写真用封筒

I 福祉心理士(准福祉心理士)の資格認定申請の条件と類型

1. 資格認定

福祉心理士(准福祉心理士)の資格認定は日本福祉心理学会「福祉心理士」資格認定委員会が行います。本委員会は、「福祉心理士」資格認定制度規則に基づき、申請者から提出された諸書類について、福祉心理士(准福祉心理士)の専門性と実践活動の資質を審査します。

また、福祉心理士(准福祉心理士)の関わる業務は、個人のプライバシーや人権に密接に関係することから、資格申請に不正があった場合はもちろん、その後、不適切な行為があった場合には、資格認定委員会は認定した資格を取り消すことがあります。

なお、将来、全類型に関して筆記試験も導入する予定です。

2. 類型と申請の条件

「福祉心理士」資格認定細則に基づき、以下の6つの類型から一つのみを選択して申請してください。どの類型も、本学会の正会員あるいは学生会員であることが基本要件です。

類型	条件
【A類型】 福祉心理士 ※大学卒業生、大学院修了生対象	学校教育法に定められた大学、大学院で指定科目表に定めた指定科目を履修し、合計32単位以上を修得し、卒業または修了したもの。ただし、指定科目に未履修がある場合、大学・大学院等の科目等履修生として単位を修得したもの、あるいは本学会が実施する所定の学習を終了して単位を修得したもの。
【B類型】 福祉心理士 ※実務経験3年以上対象	申請時において、すでに社会福祉施設等での実務経験を3年以上有しており、学校教育法に定められた専門学校、短期大学、大学、大学院で、①「心理学」、②「福祉心理学」もしくは「臨床心理学」、③「社会福祉学」、④「心理査定法」、⑤「カウンセリング(心理相談)」もしくは「心理療法」、⑥「発達心理」もしくは「児童心理」もしくは「障害者の心理」もしくは「高齢者の心理」、⑦「社会福祉援助技術」もしくは「相談援助」の必修指定科目7科目について各2単位以上を修得し、卒業または修了したもの。ただし、指定科目に未履修のものがある場合、大学・大学院等の科目等履修生として単位を修得したもの、あるいは本学会が実施する所定の学習を終了して単位を修得したもの。

【C類型】 福祉心理士 ※実務経験5年以上対象	申請時において、すでに福祉の現場で凡そ5年以上にわたって相談、検査、その他の支援などにあたった経験があるもの。福祉関係で心理相談、心理検査、心理指導、あるいは心理療法などを行ったケース報告の提出が必要。
【D類型】 福祉心理士 ※研究・教育職対象	福祉心理学に関して、A類型またはB類型と同等以上の能力と識見を有する人で、大学等で福祉心理学関連の授業科目の担当経験が3年以上あり、関連する著書・論文等の研究業績を5編以上有するもの。
【E類型】 福祉心理士 (仮認定) ※学部在学者対象	福祉心理学科等の学部在学者で、3年次以降、指定科目表に定めた指定科目を履修し、合計32単位以上を修得しているもの。資格認定の結果、認定されたものは卒業までの期間、仮認定とする。卒業時、卒業証明書が提出されると認定となり、福祉心理士の資格が取得できる。
【F類型】 准福祉心理士 ※専門学校、短期大学卒業生対象	学校教育法に定められた専門学校、短期大学で指定科目表に定めた指定科目を履修し、合計32単位以上を修得し、卒業したもの。資格認定の結果、認定されたものは准福祉心理士の資格が取得できる。卒業後、2年制の場合、社会福祉施設等で2年以上の実務経験を経たもの(3年制の教育機関の場合は1年以上)は指定書類が提出され認定されると福祉心理士の資格が取得できる。

<指定科目表>

領 域	科目および単位数
基礎科目	「心理学」、「福祉心理学」、「社会福祉学」のうち、2科目について、各2単位以上。
心理学関係科目	「臨床心理学」、「心理査定法」、「カウンセリング(心理相談)」、「心理療法」、「発達心理」、「児童心理」、「障害者の心理」、「高齢者の心理」のうち、4科目8単位を含み、合計12単位以上を修得していること。
社会福祉学関係科目	「相談援助」、「社会福祉援助技術」、「精神保健福祉援助技術」のうち1科目2単位を含み、合計12単位以上を修得していること。

- * 1 必要単位合計は32単位である。
- * 2 心理学関係科目のうち2科目4単位、および社会福祉学関係科目のうち2科目4単位の計4科目8単位については、医療・保健関係科目(精神医学、神経内科学、リハビリテーション論、精神保健学などの科目)をもって代替できる。
- * 3 科目名は大学ごとに異なる場合があるので、指定科目および必修指定科目に内容が該当していると考えられる場合には授業内容を示すシラバスを必ず同封すること。
- * 4 心理学Ⅰ、心理学Ⅱ等は「心理学」1科目として認定する。

Ⅱ 資格認定のための審査方法と手続き

福祉心理士(准福祉心理士)資格認定のために下記に示す書類と手順に基づき、審査を行います。申請の類型によって、提出書類と審査の方法が異なりますので、手引きに十分目を通した上で申請をしてください。

1. 書類審査

申請する類型ごとに審査される内容が異なり、提出していただく書類も異なります。必要な書類と記載事項の漏れがないか、十分注意を払って作成してください。

類型	申請書類
【A類型】 福祉心理士 ※大学卒業生、大学院修了生対象	<input type="checkbox"/> ①W-1：福祉心理士(准福祉心理士)資格認定申請書（受領証コピー貼付） <input type="checkbox"/> ②W-2：履歴書（証明写真貼付） <input type="checkbox"/> ③A E F-1：福祉心理学関係単位修得申告書(指定科目) <input type="checkbox"/> ④大学卒業・大学院修了証明書(先方の所定書式) <input type="checkbox"/> ⑤単位修得証明書（先方の所定書式） ※成績証明書可 <input type="checkbox"/> ⑥シラバス （履修授業科目が本手引きに記載される名称とは異なるが、内容として該当すると思われる場合に提出してください。）
【B類型】 福祉心理士 ※実務経験3年以上対象	<input type="checkbox"/> ①W-1：福祉心理士(准福祉心理士)資格認定申請書（受領証コピー貼付） <input type="checkbox"/> ②W-2：履歴書（証明写真貼付） <input type="checkbox"/> ③B-1：福祉心理学関係単位修得申告書 <input type="checkbox"/> ④B C-1：福祉心理学に関する専門的実務経験の実績証明書 （申請に必要な条件を満たすための証明が複数の施設・機関に渡る場合は、 原版をコピーして使用してください。） <input type="checkbox"/> ⑤卒業・修了証明書 <input type="checkbox"/> ⑥単位修得証明書（先方の所定書式） ※成績証明書可 <input type="checkbox"/> ⑦シラバス （履修授業科目が本手引きに記載される名称とは異なるが、内容として該当すると思われる場合に提出してください。）
【C類型】 福祉心理士 ※実務経験5年以上対象	<input type="checkbox"/> ①W-1：福祉心理士(准福祉心理士)資格認定申請書（受領証コピー貼付） <input type="checkbox"/> ②W-2：履歴書（証明写真貼付） <input type="checkbox"/> ③B C-1：福祉心理学に関する専門的実務経験の実績証明書 （申請に必要な条件を満たすための証明が複数の施設・機関に渡る場合は、 原版をコピーして使用してください。） <input type="checkbox"/> ④福祉心理に関するケース報告 （A4版、4000字程度、プライバシー保護には注意のこと。）
【D類型】 福祉心理士 ※研究・教育職対象	<input type="checkbox"/> ①W-1：福祉心理士(准福祉心理士)資格認定申請書（受領証コピー貼付） <input type="checkbox"/> ②W-2：履歴書（証明写真貼付） <input type="checkbox"/> ③D-1：在職・授業担当証明書 <input type="checkbox"/> ④D-2：福祉心理学関連主要研究業績5編、 及びその概要（各200字程度書式自由） <input type="checkbox"/> ⑤シラバス （福祉心理学関連の授業担当科目のシラバスを提出してください。）
【E類型】 福祉心理士 (仮認定) ※学部在学者対象	<input type="checkbox"/> ①W-1：福祉心理士(准福祉心理士)資格認定申請書（受領証コピー貼付） <input type="checkbox"/> ②W-2：履歴書（証明写真貼付） <input type="checkbox"/> ③A E F-1：福祉心理学関係単位修得申告書(指定科目) <input type="checkbox"/> ④単位修得証明書（先方の所定書式） ※成績証明書可 <input type="checkbox"/> ⑤在学証明書 <input type="checkbox"/> ⑥シラバス （履修授業科目が本手引きに記載される名称とは異なるが、内容として 該当すると思われる場合に提出してください。） ※卒業後、卒業証明書を提出すると福祉心理士の資格が取得できます。

<p>【F類型】 准福祉心理士</p> <p>※専門学校、短期大学卒業生対象</p>	<p><input type="checkbox"/>①W-1：福祉心理士(准福祉心理士)資格認定申請書（受領証コピー貼付）</p> <p><input type="checkbox"/>②W-2：履歴書（証明写真貼付）</p> <p><input type="checkbox"/>③A E F-1：福祉心理学関係単位修得申告書(指定科目)</p> <p>④卒業・修了証明書</p> <p><input type="checkbox"/>⑤単位修得証明書（先方の所定書式） ※成績証明書可</p> <p><input type="checkbox"/>⑥シラバス</p> <p>（履修授業科目が本手引きに記載される名称とは異なるが、内容として該当すると思われる場合に提出してください。）</p> <p>※卒業後、社会福祉施設等で実務経験を経たもの（2年制の教育機関は2年以上、3年制は1年以上）は指定の書類（B C-1）を提出し、認定されると「福祉心理士」の資格が取得できます。</p>
---	--

＜申請書類の他に提出するもの＞

※全類型対象。申請書類を入れるレターパックライトに同封してください

証明写真1枚 (IDカード作成用)	<ul style="list-style-type: none"> ・写真サイズ(縦3cm×横2.5cm) 裏面に氏名を記入する。 ・写真は長型4号(90×205mm)の封筒に入れ、封筒の宛名面に横書きで「IDカード用写真在中」と記入し、さらに会員番号、氏名、住所を横書きで記入し、封筒を糊付けする
官製はがき2枚	<p>申請書類受領通知用1枚、可否通知用1枚、計2枚。宛名面に申請者の郵便番号、住所、氏名を記入する。</p> <p>※はがきは官製はがき、または切手が貼付されたはがきを使用すること。</p>

2. 申請手続きの日程

福祉心理士(准福祉心理士)資格認定申請書の審査申請及び審査は原則として年1回行います。

- (1) 申請期間：2019年4月1日～6月30日（当日消印有効）
- (2) 申請方法：学会 HP からダウンロード、書類を作成し事務局に郵送
- (3) 審査期間：2019年7月30日～9月末日
- (4) 審査結果：2019年9月中に本人に通知予定
 - ※審査状況により通知が遅れる場合があります。
 - ※学部在学者でE類型の場合、申請手続き終了後、通知予定。
- (5) 認定証及びIDカードの発行：審査合格者には2020年4月末までに発行されます。
 - ※諸般の事情により発行が遅れる場合があります。

3. 資格認定に必要な納入金

- (1) 認定審査料：20,000円 ※申請者全員対象

申請者は以下の郵便振り込み口座に納付し、受領証のコピーを申請書(W-1)の当該欄に貼付してください。

＜郵便口座＞

口座番号	00180-2-707667
加入者名	日本福祉心理学会福祉心理士資格認定委員会

- (2) 認定料：10,000円 ※合格者対象

合格の通知が資格認定事務局より届きましたら、上記の郵便口座に納入してください。認定料は、合格者への資格認定証及びIDカードを発行する費用となるものです。

4. 提出書類の作成及び記入上の注意

- (1) すべての提出書類は返却しませんので、ご了承ください。念のため、コピーを保存されることをおすすめします。
- (2) 写真は、縦3cm×横2.5cmの同一のものを2枚用意し、1枚は履歴書に添付してください。もう1枚は合格時に発行されるIDカード用ですので、裏面に氏名を記入し、同封の封筒に入れて提出してください。写真は正面、脱帽、背景なしの証明写真を提出してください。
- (3) 書類の受領等をお知らせする受領葉書には62円切手を貼り、申請者の住所・氏名を記入して

ください。

5. 登録と公表

審査を受けた人には、結果を通知します。審査に合格し、認定料 10,000 円の納付後、日本福祉心理学会理事長より福祉心理士(准福祉心理士)資格認定申請書の資格認定証と ID カードが申請年度末までに発行されます。新資格取得者の氏名は学会誌(福祉心理学研究)に掲載されます。

6. 資格の有効期間と資格の更新

福祉心理士(准福祉心理士)資格認定申請書の資格の有効期間は5年です。(学会員であることが条件)また、続けて資格の保有を希望する場合には「福祉心理士」資格認定手続き細則に基づき、所定の研修等を経た上で、5年ごとに更新する必要があります。

7. お問い合わせ先

日本福祉心理学会 福祉心理士資格認定委員会 事務局
〒333-0831 埼玉県川口市木曾呂 1515
埼玉学園大学人間学部心理学科杉山雅宏研究室気付
E メール : m.sugiyama@saigaku.ac.jp

8. 申請手続きのプロセス

- (1)学会ホームページから申請に必要な書類をダウンロードする。
- (2)「2019年度 福祉心理士 資格申請の手引き」を参照し、申請の「類型」を確認する。
- (3)申請の「類型」で指定された書類を作成・用意する。
- (4)認定審査料(20,000円)を納入し、払込金受領証のコピーを申請書「W-1」の裏面に貼付する。
- (5)各類型で必要な申請書類等を資格認定委員会事務局へ申請期間中に送付する。
- (6)資格認定委員会事務局から審査結果(合否)が申請者へ送付される。「合格」となった申請者は認定料(10,000円)を指定の郵便口座に納入する。
※不合格となった申請者の認定審査料は返金いたしません。
- (7)資格認定委員会事務局より資格認定証及び ID カードが合格者へ送付される。

9. 申請書類提出先

<日本福祉心理学会 福祉心理士資格認定委員会事務局>
〒333-0831
埼玉県川口市木曾呂 1515
埼玉学園大学人間学部心理学科杉山雅宏研究室気付
E メール : m.sugiyama@saigaku.ac.jp

10. 申請書類を送付する際の注意点

- ・郵送方法：申請書類は日本郵便の「レターパックライト」に入れて郵送してください。
※申請書類が4kgを超える場合は別の方法で送付してください。
- ・レターパックライトの「品名」のブロックに「2019年度福祉心理士資格申請書在中」と記載してください。
- ・申請書類は「2019年度申請書類(提出物)確認票」で示されている順番に従って揃え、レターパックライトに入れてください。

11. 資格取得、更新、失効に関する留意点

- ・「福祉心理士」及び「准福祉心理士」資格審査の結果、不合格となった場合、資格取得はできません。申請条件が整った後、再申請することは可能です。
- ・「福祉心理士」及び「准福祉心理士」は、5年毎の更新手続きが必要になります。
更新しない場合は資格失効となります。
- ・「福祉心理士」及び「准福祉心理士」は、学会を退会すると同時に資格失効となります。
- ・有資格者で資格不適と学会が判断した場合、資格失効となることがあります。
- ・資格失効となった場合、「福祉心理士」及び「准福祉心理士」の資格名称を使用することはできません。

・資格申請をする場合「日本福祉心理学会」への入会が条件になっています。学会未入会の方は必ず入会手続きを済ませてください。

12. 資格認定のプロセス

※福祉心理士・准福祉心理士は日本福祉心理学会学会員を対象とした資格です。すべての類型において福祉心理士(准福祉心理士)資格申請時には学会員(または学生会員)であることが必須条件となります。



- ・学会入会手続き，認定審査手続き，認定登録手続きには所定の費用がかかります。
- ・「福祉心理士」及び「准福祉心理士」は5年毎の更新手続きが必要になります。
- ・「准福祉心理士」取得者は社会福祉施設等の実務経験の条件が認定されると「福祉心理士」の資格が取得できます。
- ・教育機関(専門学校，短期大学，大学，大学院)在籍中に学会へ入会できます(学生会員)。